

紛争解決手続]とは



中立公正

金融問題について経験豊富な弁護士が、双方の言い分を十分に聞き、最適な紛争解決の道を探します。

解決し易い

金融ADRでは、金融事業者に対し、手続の応諾義務、事実の説明義務、特別調停案の受諾義務(三大義務)等が課されています。金融事業者は、原則として、話し合いを拒否することはできません。

認知症の父親が、リスク性の高い金融商品を購入して損をした。そもそも判断能力が低下した父親に、リスクのある金融商品を販売してもいいの？

金融機関職員に勧められ、父親名義で自分の預金を作成していたが、父親が亡くなって預金を払出停止にされてしまい、事情を説明しても払出しに応じてくれない！

札幌弁護士会 紛争解決センター

TEL 011-251-7730 受付時間 9:00~16:00

URL <http://www.satsuben.or.jp/>

住所 〒060-0001
札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階
札幌弁護士会法律相談センター内

交通のご案内 地下鉄東西線「西11丁目駅」より徒歩5分



上記以外でも、以下の場所で話し合いができます。

- 旭川弁護士会館
- 函館弁護士会館
- 釧路弁護士会館
- 釧路弁護士会帯広会館
- 北見市所在の調停人弁護士事務所
- 網走市所在の調停人弁護士事務所



金融ADR [裁判外]

金融商品の複雑化により金融取引に関するトラブルが多発していることに伴い、金融庁の主導により、平成22年10月から金融ADR制度が導入されました。金融事業者は、紛争解決措置を講ずることが義務づけられ、裁判以外の手続で、簡易・迅速に、費用をかけず解決を図ることができます。札幌弁護士会紛争解決センターは、当会と協定を締結した金融事業者(協定事業者)で起こった金融取引トラブルについてご利用いただけます。

※Alternative Dispute Resolution=裁判に代替する紛争解決手段。
我が国でも、頭文字をとって「ADR(エー・ディー・アール)」と呼ばれることがあります。

●金融ADRの特徴

低コスト

申立手数料は、金融事業者が負担します。和解成立時には、成立手数料がかかりますが、双方が折半して負担します。

簡易迅速

金融ADRでは、裁判のように厳格な手続を必要とせず、柔軟かつ迅速な運用がおこなわれます。

札幌弁護士会が 金融トラブルを すばやく解決

金融ADRご利用のご案内

私たちは、金融に関するトラブルの親切・丁寧な対応を目指します。

札幌弁護士会紛争解決センター

! トラブル事例

金融機関の勧めで金融商品を購入したが損をした。契約時には元本割れの説明はなかった!

メインバンクから強く金融商品を勧められたため、断り切れずに購入して損をした。納得できない。



金融ADR 紛争解決の流れ



Q 調停人はどんな人が選ばれるのですか？
A 当該金融事業者と利害関係がなく、金融問題に詳しい弁護士が、公平な立場から、親切丁寧に調停をおこないます。

Q 解決にかかる時間はどれくらいですか？
A 裁判では何年もかけて争う場合がほとんどですが、金融ADRでは3回以内の調停期日で解決を図ります。平均すると、申立てから60日程度で解決する場合があります。

Q&A
よくあるご質問

Q 申立ての方法を教えてください。
A 札幌弁護士会紛争解決センターにお電話ください。金融ADR申立ての方法についてご案内の後、申立書等関係書類を送付しますので、必要事項をご記入の上、当センターにご提出ください。

Q 話し合いはどこでおこなわれるのですか？
A 札幌弁護士会で申立てを受理した後、札幌市のほか、旭川、函館、釧路、帯広、北見、網走の弁護士会館等をご利用いただけます。

Q 顧客が申し立てた場合、費用はどれくらいかかりますか？
A 申立手数料1万円(税別)は金融事業者が負担しますので、和解が成立した場合のみ、成立手数料がかかります。具体的には、下記の早見表をご参照ください。

費用・手数料のご案内

●**成立手数料** 原則として、下表のとおり、解決額に応じて算出されます。また、算出された成立手数料に対して、別途消費税がかかります。

解決額	割合
100万円までの場合	8%
100万円を超え300万円以下の場合	5%+3万円
300万円を超え3000万円以下の場合	3%+9万円
3000万円を超え3億円以下の場合	2%+39万円
3億円を超える場合	1%+339万円

●**成立手数料早見表(税別)**

解決額	成立手数料
10万円	8000円
50万円	4万円
100万円	8万円
200万円	13万円
300万円	18万円

解決額	成立手数料
500万円	24万円
1000万円	39万円
3000万円	99万円
5000万円	139万円
1億円	239万円

●**具体例**
 金融事業者(相手方)が顧客(申立人)に対し、解決金として100万円支払うという内容の和解が成立した場合
 成立手数料は8万円(税別)となり、申立人相手方双方が折半して(4万円ずつ、税別)負担します。